

「滋賀県リハビリテーション推進計画」の策定について

1 計画の位置付け

これまで、「滋賀県リハビリテーション連携指針」を策定し、県全体のリハビリテーション事業のネットワーク体制の構築をめざし、関係機関・施設、関係者の協働を進めてきた。

また、滋賀県保健医療計画に基づき、リハビリテーション提供体制の確立を推進してきた。

「滋賀県リハビリテーション推進計画」は、滋賀県保健医療計画のリハビリテーション分野の実施計画として、2025年問題を見据え、具体的な政策目標を明らかにしながら、実行性のある計画として定める。

2 計画策定の必要性

- (1) 団塊の世代が後期高齢者となる2025年には滋賀県の65歳以上の高齢者の割合は27.5%となるなど、リハビリテーションを必要とする人の増加が見込まれ、地域を主体としたリハビリテーション提供体制が必要となる。
- (2) リハビリテーションは、運動機能の回復だけでなく、日常生活や社会生活において必要となる、人としての機能や役割の回復であり、医療・教育・職業・社会・生活等、総合的なリハビリテーションの提供が求められている。
- (3) 在宅におけるリハビリテーションに精通し、地域リハビリテーションに従事する人材の育成が必要である。

3 計画の期間

今回の計画は、平成27年から29年までの3か年の計画とする。以後、滋賀県保健医療計画の改定に合わせて改定(平成29年度予定)し、2025年(平成37年)に向けて取り組みを進める。

4 計画策定の経過と今後のスケジュール

平成26年5月26日	第1回滋賀県リハビリテーション協議会
6月～8月	関係者意見交換、意見聴取
8月7日	常任委員会報告
9月1日	第2回滋賀県リハビリテーション協議会
10月15日	部内検討会議 (具体策の検討・計画素案の作成)
11月26日	リハビリテーション推進計画検討ワーキングチーム会議
12月18日	第3回滋賀県リハビリテーション協議会
平成27年1月9日～20日	計画素案に対する関係機関意見照会
2月10日	常任委員会報告
2月20日	第4回滋賀県リハビリテーション協議会
3月6日	常任委員会報告
3月中旬	計画策定